(龍谷大学)

長による「宗教と国家-信教の自由と政教分離について-」、安武敏夫代表理事による「二〇年間の宗教(民事)判 誌「宗教法」の発行を続け、順調に発展してきたといえよう。今回の学会では、二〇周年を記念して小林孝輔理事 創立されたのは、一九八〇年(昭和五五年)であり、その後、年二回の学会、年一回の宗教法制研究会の開催、機関 church and stateという講座、科目を想起せよ)のに比べて我が国では長年この分野は軽視されてきた。我が国で 例について」という二つの学術記念講演がもたれたが、それはこれまでの学会の歩みを総括する意味合いもあった。 は宗教をめぐる法的紛争が深刻でなかったせいでもあろう。もちろん、宗教法学会が創設される前から、宗教をめ ぐる法的紛争はなかったわけではない。例えば一九六三年(昭和三八年)の祈祷傷害致死事件最高裁判決は、今日 宗教法学会は、今年、西暦二〇〇〇年という記念すべき年に創立二〇周年を迎えることになった。宗教法学会が 諸外国では宗教法についての研究がそれなりに盛んである(例えばドイツでのStaatskirchenrechtやアメリカの

でも信教の自由を議論する際の参照される判決である。しかし、我が国では宗教をめぐる裁判はあまり社会の関心

信教の自由の問題について議論が活発になされるようになった。 を引くところではなかったようである。一九七一年 (昭和四六年)に津地鎮祭名古屋高裁判決がだされが、この判 (昭和五二年)にだされたが、この判決は、マスコミにも報道され、社会の注目も浴びた。これ以降、 政教関係・ 決によって政教関係の問題についての世間の関心を引き起こされたといえよう。同事件最高裁判決は、一九七七年

まれている(司会は桐ヶ谷章会員)が、それぞれの角度からの分析、問題の提起がなされるであろう。 わって今回のシンポジウムでは、中野毅、西川重則、大神周一、大石眞、棚村政行の諸氏、諸会員による報告が組 由・宗教行為の自由の限界の問題に真正面から向き合わざるをえない状況にあるにほかならない。この問題にかか なくなる。このシンポジウムは「宗教活動の自由とその限界」というテーマで行われるが、それは今日、信教の自 である。いわゆる「カルト」の問題がでてくると信教の自由・宗教行為の自由の限界について真剣に考えざるをえ 点から議論された。しかし、信教の自由とくに宗教活動の自由についてはそれだけではすまなくなったことも事実 議論がなされることが多かったし、信教の自由について検討する場合には一般にこれをいかに拡充するかという観 宗教法学会が創設される少し前、一九七〇年代後半から政教関係、信教の自由の問題に関する重要な判決がださ 社会の関心を集めるようになったこと。ところで政教関係の問題をとりあげる際には厳格に分離を貫く方向で

学会で本格的には取り上げられることはなかったといってよい。今回のシンポジウムではその問題についてアメリ Jugendreligion やフランスの Secteの問題については報告がなされている。しかし、アメリカのCultについては 消費者被害の問題としてこの種の問題が学会で取り上げられてきた(霊感・霊視商法)。この問題については周知 カの文化に即して報告がなされる(中野毅「文化闘争としてのアメリカ・カルト論争」)。我が国の問題とすれば これまでも宗教法学会でいわゆる「カルト」の問題について取り上げてこなかったわけではない。ドイツの

報告がなされる(大神周一「宗教活動に関する不法行為と信教の自由の限界」)。 のようにずでにかなりの数の裁判例がある。今回のシンポジウムでも現実の事件を担当して来た弁護士の立場から

本は、宗教、宗教団体に対する弾圧について他の国家では稀な経験を有している。今日でもそれを過去の問題とし うに認識するかは依然として重大な問題であることは否定できない。実は歴史認識は宗教法人法改正問題において 係する忠魂碑の問題も裁判で争われた。最近では森首相の「神の国」発言が話題になった。これらについてどのよ てすますことができないのである。いわゆる靖国問題は長年にわたって論議を呼んでいる問題であるし、これに関 げることにした(西川重則「歴史に学び今を生きる-宗教団体靖国神社の今-」)。 がもたらすものへの不安と危惧であった。そのような問題に配慮して、今回のシンポジウムでも靖国問題を取り上 が、これに対して批判的ないし消極的な立場の根底にあったのは過去の歴史認識すなわち宗教団体への規制の強化 も問われたのである。「カルト」の問題に対応するために宗教法人法の改正が必要であるとの意見が優勢になった しかしながら、信教の自由の限界を論じる場合、我々の歴史的経験を忘れるわけにはいかないであろう。近代日

題を依然として引きずっていることは否定できない。一方、世界的に見れば信教の自由は、普遍性がある問題であ ることも事実である。政教関係は様々であり、その意味では政教分離は普遍性があるとはいえないとしても、信教 そうであるとすると、今日、信教の自由について憲法の原理論あるいは人権理論のレベルで検討することが重要で では国家を超えた信教の自由の保障がなされるようになるが、国家レベルの保障、制限との摩擦等が問題になる。 の自由については今日ほとんどの国の憲法の人権のカタログの中で保障されている。しかし、現実には種々の問題 があるところである。ところで、近年、人権の国際的保障が進み、人権に関する国際条約がつくられている。そこ 我が国における信教の自由は、過去の歴史的経験、経緯を離れて議論できない、すなわちそれは特殊日本的な問

れている)との関係で考察するという報告(大石眞「宗教的自由と憲法」)のもつ意義が理解されよう。 あるといえよう。そのような意味でヨーロッパにおいて欧州人権保護条約(そこでは信教の自由が網羅的に保障さ

といえる。社会的相等性という観点から行為の違法性を判断しようとする一連の霊感・霊視商法に関する判決も同 (したがって公共の福祉による制限を受けるとされるが、公共の福祉のとらえかたには憲法論的には問題があると ことは許されないとし、「著しく反社会的なもの」である場合は信教の自由を逸脱したものと判断されるのである 事案をとらえ判断していこうとする裁判所の立場がうかがえる。宗教行為であっても他者の生命や身体を侵害する ところで我が国の判例の流れを見ると、一方では先程触れた祈祷傷害致死事件を出発点とした、いわば外形的に 古都保存協力税判決も外形的な担税力に即して課税することに違法はないとした点でこの立場にある

ち入って理解しようとすることは団体としての法的責任を問うことにもなる。 示している。これらは信教の自由を拡充するものと評価しうる。しかし、宗教団体の不法行為が問われる場合、 えよう。エホバの証人の輸血についての東大医科研付属病院事件の高裁、最高裁判決もやはり信仰への「理解」を 阻却を認めた。神戸高専事件高裁、最高裁判決も信者の信仰について「理解」することによって結論を導いたとい 他方、牧会権判決は、宗教に「立ち入って」理解することによって外形的には違法とされる行為について違法性

だといえよう。それは大別すると、他人の権利と直接には関係しない場合と国民相互間の問題すなわち他人の権利 と直接関わる場合があり、前者では信教の自由を制約するのではなく、拡充する観点からの解釈がとられるべきで あるが、後者では相互の権利の調整の必要から信教の自由が制約されることも認めざるをえないのである。もっと しかし、信教の自由の限界が議論される場合、それがどのような関係において問題になったかを問うことが重要

「宗教的自己決定権」の対立の問題として考えることも可能であろう。 て判断は異なるであろう。最後の場合は宗教行為をなす側の信教の自由とその対象となる側の「宗教的人格権」、 それとも生命や身体に対する権利なのか、あるいは精神的自由権(例えば布教される側の信教の自由)なのかによっ も後者の場合、信教の自由とどのような権利、利益とが調整されるのかという問題がある。すなわち財産権なのか

と子供の権利、夫婦の協力義務と女性の自立等との関係が問われることになろう。妻の「過度の宗教活動」を理由 ように思われるが、宗教意識の変化の中で親子や夫婦の間で信仰の違い、対立が生じることになる。そこでは親権 そのような伝統的な宗教意識も変化しつつある。新しい宗教運動や「カルト」の広がりもそこに一つの原因がある ことは大きな意義があるといえよう。従来、我が国では宗教は、基本的には「家」の宗教として存在してきたが、 であろう。これらについては宗教法学会でこれまで何度もとりあげてきたところであるが、家族の問題については 題といえる。その場合は宗教団体の自治、自律の問題や人権の私人間効力の問題や部分社会論の問題が議論される に夫からの離婚請求を認めた例があるが、これらの見直しが検討される必要があろう。 あまり検討されることがなかった。今回のシンポジウムでこの問題をとりあげる(棚村政行「宗教的自由と家族」) 国民相互の間の問題としても様々なケースがありうる。宗教団体内部の問題、宗教団体間の問題も国民相互の問

死と臓器移植、クローンさらにはホスピスとビハーラの問題をめぐっても議論すべきことはあろう。また、宗教法 が噴出しよう。また、問題を広げればいわゆる生命倫理・医療倫理とのかかわりで信教の自由・宗教活動の自由が 人法をめぐる問題があり、包括関係や認証、解散について議論がありうる。とくに改正宗教法が財務書類の報告、 議論されることもあろう。信仰に基づく輸血拒否の問題についてはこの学会でとりあげたこともある。尊厳死、脳 家族と宗教をめぐる法的問題に関してはその他、国際私法上の問題もある。国際化が進むなかでさまざまな問題

さらには墓地と葬送の問題(墓地使用権と典礼権や葬送の自由の問題)、その他、宗教と教育、宗教団体の政治活 「宗教的バックグランドをもった政党等々の問題もある。 今回、それらのすべてをとりあげることはできない とりあげた問題も直ちに結論がでるわけではなかろう。しかし、二〇周年のシンポジウムで問題状況を整理し、

開示を定めていることからの問題がある。宗教と税制に関しては非課税制についての問題や税務調査の問題もある。

議論を深めることは大きな意義があるに違いない。

-- 166 --